

## 福島県公立学校退職校長会会則

(名称・事務所)

第1条 この会は、福島県公立学校退職校長会と称し、事務所を会長が指定する所に置く。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の旧交をあたため、生活の向上を図るとともに、本県ならびにわが国教育の向上につとめることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

会員の親睦会、機関紙の発行、会員の互助慶弔、会員の経済的社会的地位の向上、教育振興のための社会活動、その他本会の目的達成のため必要な事項。

(組織)

第4条 この会の会員は、福島県の公立学校長職にあった退職者、および役職(校長)定年者をもって組織する。

さらに、現職にある公立学校長を賛助会員とすることができる。

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

会長1名、副会長5名、監事3名、評議員若干名、理事若干名

(役員を選出及び任期)

第6条 会長・副会長・監事は評議員会で、会員の中から選出する。

評議員は、各支部から2名を選出する。うち1名は支部長をこれに充てる。

理事は、会長が委嘱する。

役員任期は2年とし再任を妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

役員任期が終了しても、後任役員が定まらない場合は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は会務を総理し本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故有るときは、あらかじめ会長の定める順序でその職務を代理する。監事は会計を監査する。評議員は会員を代表して会務を審議し、これを議決する。理事は会務を処理する。

(顧問)

第8条 この会に顧問をおくことができる。顧問は評議員会で推薦し、会長の諮問にこたえる。

(事務局)

第9条 この会に事務局をおく。事務局の組織は別にこれを定める。

(会議)

第10条 この会の会議は、評議員会・大会・理事会・支部長会とする。

評議員会は本会の決議機関であって、会則・役員選出・予算その他重要事項の審議にあたる。

大会は毎年1回以上開き、必要な事業を行う。

理事会は会務の執行について協議し、これを処理する。

支部長会は、会務の円滑な執行を図るため、必要に応じて開催することができる。

(会計)

第11条 この会の経費は、会費・寄付金等をもってこれに充てる。ただし、満90歳以上の会員からの会費はこれを徴収しない。

会費の額は評議員会で決める。

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(支部)

第12条 この会に次の支部をおく。

(福島・伊達・安達・郡山・岩瀬・石川・田村・西白河・東白川・北会津・耶麻・両沼・南会津・相馬・双葉・いわき)

支部に関することは別にこれを定める。

(会則改正)

第13条 この会の会則は評議員会の決議によらなければ変更することができない。

(細則)

第14条 この会に必要な細則は理事会でこれを定めることができる。

(施行)

第15条 この会則は昭和40年4月9日から施行する。

昭和44年5月28日改正施行

昭和48年6月25日改正施行

昭和49年5月27日改正施行

昭和50年5月31日改正施行

昭和52年5月28日改正施行

昭和54年6月2日改正施行

昭和57年4月22日改正施行

昭和59年4月22日改正施行

昭和60年4月26日改正施行

平成10年4月22日改正施行

平成12年4月19日改正施行

平成19年4月19日改正施行

令和5年12月8日改正施行(第4条役職定年)

ただし、改正後の会則11条の施行以前の免除会員については、なお従前の例による。

## 【福島県公立学校退職校長会申し合わせ事項】

1. 会則第6条（役員の選出及び任期）に関する事 [平成15年4月17日評議員会決議]  
任期中に副会長（ブロック選出）・監事に欠員が生じた場合には、当該ブロックで選出した者をそれぞれ、その任に充てるものとする。
2. 会則第11条（会計）に関する事 [平成16年4月22日評議員会決議]  
会員の会費の徴収について、次の2点を16年度より実施する。  
（1）毎年度、4月1日から5月31日までに亡くなられた会員の会費は徴収しない。  
（2）心身の障害等で支部会費を免除されている会員については、本会の会費を免除することができる。
3. 会則第4条（組織）に関する事 [平成19年4月19日評議員会決議]  
県外の公立学校校長職にあった退職者で、県内に在住し、当該支部が認めた場合は会員となることことができる。
4. 会則第3条（事業）に関する事 [平成20年4月17日評議員会決議]  
年度途中緊急の依頼によって、会の事業として引き受けなければならない事態が生じた場合、会長の判断により引き受けることことができる。ただし、その結果を次年度の評議員会に報告するものとする。
5. 慶弔規定3（弔意）に関する事 [平成30年4月17日評議員会決議]  
会員やその家族等と「やむを得ない事情」で連絡が取れず、死亡が判明した時には、会費未納期間が2年以内の場合、会員死亡として弔意を表す。ただし、遺族等からの辞退申し入れがあった場合は、この限りではない。なお、この申し合わせ事項は、既に心身の障害等で支部会費が免除されている会員及び90歳以上で会費を免除されている会員には該当しない。  
（1）会員継続の意思判断が得られない場合  
（2）本人の所在が不明である場合
- ※ 会則10条（会議）に関する事 [平成31年4月23日評議員会決議]  
「支部長会は、会務の円滑な執行を図るため、必要に応じて開催することができる。」とあるが、「当分の間、毎年1回開催する。」[平成16年4月22日評議員会決議]を削除する。

### 福島県公立学校退職校長会慶弔規程

1. この規程は会則第14条に基づき慶弔に関する規程を定める。
2. 会員が95歳及び100歳を迎えたときは、記念品を添えて「賀寿」を贈呈する。その他の慶事に関しては、特別な場合を除き支部に委ねる。
3. 弔意は次の通りとする。会員死亡の場合、弔辞及び香典3,000円を贈る。ただし、元現の会長・副会長・監事・顧問・支部長・理事に弔辞及び香典5,000円を贈る。
4. 必要生じたる場合、会長において裁量し、理事会に報告する。
5. この規程は昭和56年11月25日から施行する。
  - ・昭和56年4月14日改正施行
  - ・平成3年1月30日改正施行
  - ・平成22年4月20日改正施行
  - ・平成24年4月27日改正施行

### 福島県公立学校退職校長会事務局規程

1. この規程は、会則第9条、第14条に基づき、事務局の組織及び運営に関する事を定める。
2. 事務局員は、会長の指名する理事（常任理事という）をもって組織する。
3. 事務局に次の部を置く。
  - （1）事務局長
  - （2）総務部 若干名
  - （3）会計部 若干名
  - （4）調査部 若干名
  - （5）広報部 若干名
4. 事務局の任務は、おおむね次のとおりとする。  
事務局長は、会長の命を受けて事務局を総括する。  
総務部は、総務関係事務を処理する。  
会計部は、会計関係事務を処理する。  
調査部は、調査関係事務を処理する。  
広報部は、会報等広報関係事務を処理する。
5. 必要に応じ本会の運営及び事務処理について協議するため、事務局会を開く。
6. この規程は昭和56年11月25日から施行する。
  - ・平成9年4月改正施行
  - ・平成25年3月改正施行

## 福島県公立学校退職校長会旅費に関する規程

- 第1** この規程は会則第14条に基づき、旅費に関する必要な事項を定め、会務の円滑な運営に資するとともに、会費の適正な支出を図ることを目的とする。
- 第2** 本会の役員が会務を遂行するために自宅を離れ用務地に移動したときは、当該役員に旅費を支給する。
- 2** 旅費の種類は鉄道賃・車賃、日当、宿泊料、その他用務に必要な費用とする。
- 第3** 支給する鉄道賃・車賃の基準は次のとおりとする。
- (1) JR等の電車(新幹線含む)・バス等の交通機関を利用する場合は、その鉄道賃・車賃の実費を支給する。
- (2) 私有自動車を使用した場合、車賃は次のとおりとする。
- ① 単独で使用する場合は、1km当り25円で計算する。
- ② 同乗者と共に使用する場合は、1km当り40円で計算する。ただし、同乗者には車賃を支給しない。
- ③ 高速道を使用した場合は、その料金を別途支給する。ただし、片道の走行距離が30km以上の場合とする。
- 第4** 日当は、用務の日数に応じ1日当りの定額により支給する。
- 2** 次の各号に該当する用務の日当は、1日当り1,000円とする。
- (1) 会則第10条に定める会議(評議員会・県大会・理事会(事務局会を含む)・支部長会)
- (2) 監査会
- (3) 全連退理事会及び総会、副会長会、事務局長会
- (4) 東北地区退職校長会協議会
- (5) その他会長が必要と認める用務
- 第5** 宿泊を伴う用務については、宿泊に要した費用の実費を支給する。その際、宿泊費の上限は、一泊について10,000円とする。
- 第6** その他用務に必要な費用は、全連退総会、東北地区退職校長会協議会の参加費を含み、当該用務の参加費の実費を支給する。
- 第7** この規程は、平成21年4月21日から施行する。

### 附 則

平成27年4月27日改正施行

平成29年3月10日一部改訂4月1日施行

## 福島県公立学校退職校長会「ぬくもり基金」規程

- 1. 名称**  
福島県公立学校退職校長会(以下「本会」という)に基金を置き、「ぬくもり基金」(以下「基金」という)と称する。
- 2. 目的**  
基金は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の被災により、本会運営の困難な状況に対応するために助成することを目的とする。
- 3. 原資**  
基金の原資として、秋田県退職校長会から寄せられた支援金及び同様な目的のために寄せられた支援金・義援金や寄付金をもって充てる。
- 4. 委員会**  
本会事務局に若干名からなる「ぬくもり基金運用委員会」を設置する。委員は会長が任命し、委員長は互選とする。委員長は、運用全体を統括する。
- 5. 運用**  
基金の運用は、別に定める「ぬくもり基金運用要綱」に従って「ぬくもり基金運用委員会」が行う。
- 6. 報告**  
「ぬくもり基金運用委員会」は、基金運用事業について毎年評議委員会に報告する。

**附 則** この規程は平成27年4月27日より施行する。

## 福島県公立学校退職校長会「ぬくもり基金」運用要綱

- 1. 助成対象**  
助成対象は以下のいずれかに当てはまる事業とする。
- (1) 県大会の運営に関すること
- (2) 東北地区協議会に関すること
- (3) 緊縮予算の補填に関すること
- (4) その他「ぬくもり基金運用委員会」が必要と認めた事業
- 2. 助成金額**  
1件に関する助成金額を、原則として6万円以内とする。
- 3. 助成件数**  
助成件数は原則として年間3件以内とする。
- 4. 助成選定**  
助成対象の選定は、「ぬくもり基金運用委員会」が行う。選定結果を事務局会に報告し、会長の承認をもって最終決定とする。
- 5. 成果報告**  
助成を受けた事業については、終了後に事業報告書(別紙)を提出する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月27日より施行する。